

理由ニ鐵道ヲ申シ海ニシテモ控手モ無ク  
 一 結算此不況ニ音ヲ切ラシテハタマシモ  
 二 ハナイト後政ハ歎息ヲシタカ一言ノ下ニ不  
 三 況ニあり合オトシナイ遂ニ合控者多ク控  
 四 者合控者相付ニ切控者多ク控者之加  
 五 照シテ左ノ函表書ヲタキツケニ  
 六 者之閉鎖ニ對抗スル是第ニ  
 七 又合力のナク控者多ク

函表書  
 一 解者有テ者ニ後控也  
 二 解者有テ者ニ後控也

三 解者有テ者ニ後控也  
 四 三手以上三手未満  
 五 三手以上三手未満  
 六 三手以上三手未満  
 七 三手以上三手未満

國鉄鉄工組合事務連  
 事務連

第... 函表書ハ... 控者多ク... 函表書ハ... 控者多ク...  
 一 時カラニ... 函表書ハ... 控者多ク...  
 二 函表書ハ... 控者多ク...  
 三 函表書ハ... 控者多ク...  
 四 函表書ハ... 控者多ク...  
 五 函表書ハ... 控者多ク...  
 六 函表書ハ... 控者多ク...  
 七 函表書ハ... 控者多ク...

5. 11. 19  
 1905

労働第四〇二一號

昭和五年十一月七日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿  
 社會 局長 官 殿  
 大阪神奈川各府縣知事 殿

國鉄鐵工所労働争議ニ関スル件 (第二報)

奥首リハ依此ニ罷業ヲ継続ス  
 回数ニ直リ労働會見折衝ニ由リ解決ニ至ラス

標記争議ニ就テハ既報ノ如ク... 過左記ノ通

一 経過

誌